

## mit光 重要事項説明書

本書は電気通信事業法第26条「消費者保護」ルールに基づいた説明資料です。ご契約に関する重要な案内となりますので、内容をご確認いただいた上でお申込みください。

## 1 サービス提供事業者

|             |                                                  |                                                                                                 |
|-------------|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業者名        | 公益財団法人真庭エスパス文化振興財団                               |                                                                                                 |
| 所在地         | 岡山県真庭市鍋屋17-1                                     |                                                                                                 |
| 法人番号        | 2260005008993                                    |                                                                                                 |
| 電気通信事業者登録番号 | F-06-01142                                       |                                                                                                 |
| 販売代理店届出番号   | H2504362（電気通信事業法に規定する所定の役務の契約の締結の媒介等の業務を行う販売代理店） |                                                                                                 |
| お問い合わせ先     | サポート窓口                                           | TEL：0867-42-7200<br>Mail：mit_hikari_collaboration@iki-iki.or.jp<br>受付：9時30分～17時30分（12/30～1/3除く） |

## 2 サービス概要

mit光はNTT西日本株式会社（以下、「NTT西日本」という）から卸電気通信役務の提供を受け、公益財団法人真庭エスパス文化振興財団（以下、「当財団」という）が光コラボレーション事業者として提供するFTTH光アクセス回線提供サービス（以下、「本サービス」という）です。また、本サービスを利用するにあたり真庭市の光ファイバ設備を使用するため、真庭ひかりネットワーク（通信利用加入）への加入が必要です。

- サービス名称：mit光（エムアイティヒカリ）
- 通信速度：下り最大概ね1Gbps／上り最大概ね1Gbps  
※NTT西日本が提供するFTTHアクセスサービス「フレッツ光ネクスト ファミリー・スーパーハイスピードタイプ準」に相当します。  
※本サービスは通信速度を保証するものではありません。最大概ね1Gbpsとは技術規格上の最大値であり、回線の混雑状況やお客さまの通信環境等により、実際の通信速度は低下します。
- ご利用開始にあたり  
「mit光契約約款」、「mit光重要事項説明書(本書)」にご同意いただく必要があります。また、株式会社エヌディエスが提供するプロバイダサービス「TikiTikiインターネット（以下、「同プロバイダ」という）の利用をご希望の場合は、同プロバイダの利用約款も合わせて同意いただく必要があります。同プロバイダはmit光の指定プロバイダであり、申込受付、ID等の払出対応が可能です。ただし、オプションサービス等をご希望される場合は、直接、株式会社エヌディエスまでお申し込みください。  
※Tiki-Tikiインターネットサービス規約：[https://secure.tiki.ne.jp/fm/kiyaku\\_detail.php?course=1000](https://secure.tiki.ne.jp/fm/kiyaku_detail.php?course=1000)
- 利用の制限  
全てのお客様に快適に公平な通信環境を提供するため、また、当財団の正当な業務を遂行する上で必要と判断した場合、以下の事案に該当する状況が発生した場合等、当財団は本サービスの利用状況を監視し、本サービスのアクセスや利用を制限することがあります。  
【利用を制限する場合】  
※通信帯域を継続的かつ大量に占有する通信  
※ご利用端末等のウイルス感染状態（もしくはその状態が疑われる場合）を長期に放置した場合  
※公序良俗に反する内容、コンテンツ、違法であると判断されている内容、コンテンツ、サイトへの通信  
※本サービスに対し重大な支障を与える輻輳が発生する恐れのある大量、長時間の帯域を占有する通信

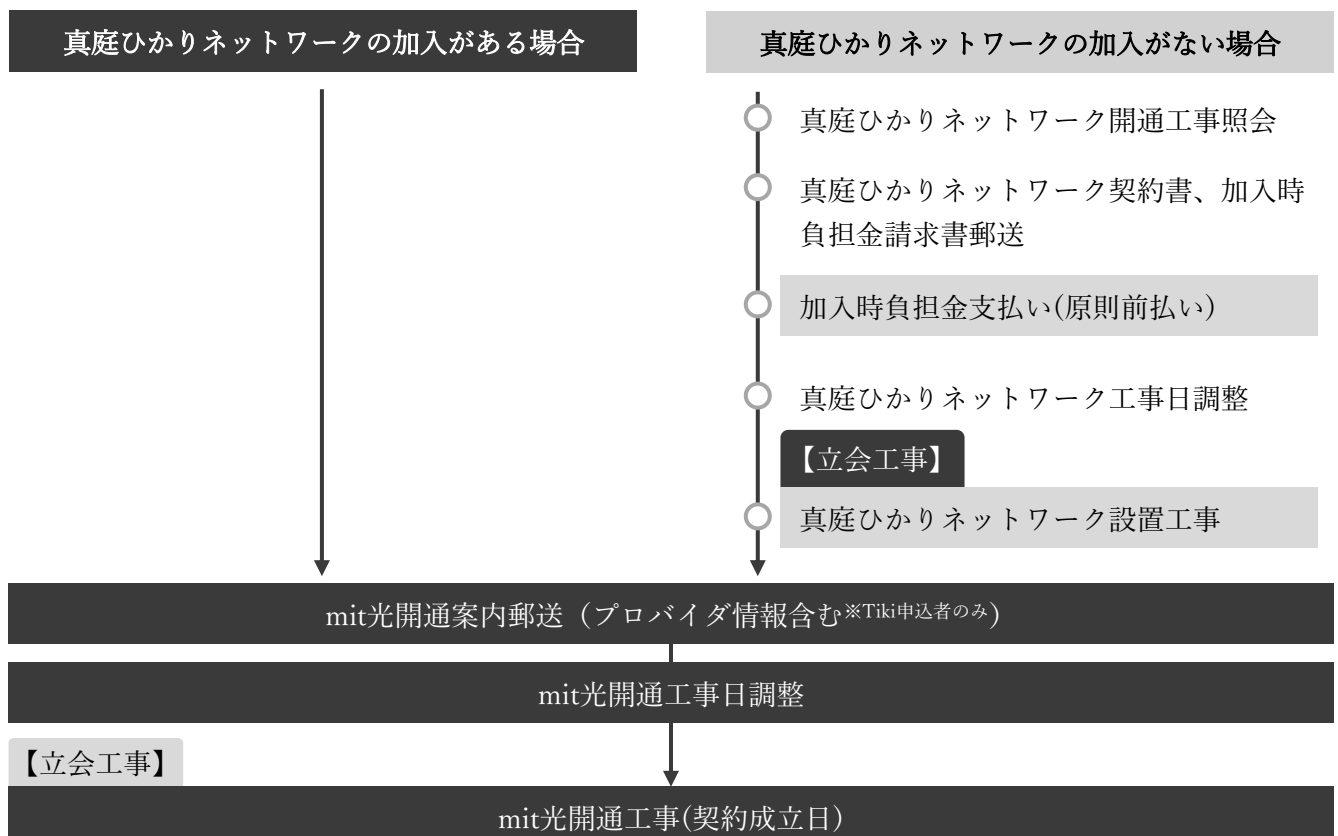
※反社会的行動およびその行為を冗長する内容、コンテンツの通信  
 ※政府および当局からの依頼等、日本国内法に則った指示があった場合  
 ※その他当財団が必要と判断した場合

### 3 お申込みに関する事項

- 新規申込
  - ・真庭ひかりネットワークの設備状況、建物、周囲の環境、建物設備の状況等により本サービスの提供ができない場合があります。
  - ・本サービスの利用開始にあたり、光ケーブルの引込工事を伴う場合や、工事日程の確保状況にあり、ご利用開始まで相応の日数を要する場合があります。
- 転用
  - ・転用をお申込みされる際、NTT西日本が提示している注意事項に同意いただく必要があります。本サービスに転用されるお客さまにおいては、その注意事項に同意しているものとみなします。
  - ・転用前のフレッツ光や、その他の光コラボレーション事業者が提供する割引、特典などの各種キャンペーン等の全部もしくは一部が適用されない場合があります。
  - ・NTT西日本や他の光コラボレーション事業者との契約時に発生した工事費用等の分割支払金が残っている場合は、残余期間相当分を当財団より一括請求いたします。
  - ・「フレッツ・テレビ」サービスは提供できません。
  - ・転用に伴い、お問い合わせ窓口が当財団になります。詳しくは本資料に記載のお問い合わせ先や当財団ホームページ等でご確認ください。
- その他
 

お申込みにあたりご不明点等ございましたら、当財団までお問い合わせください。

### 4 ご利用開始までの流れ（新規加入）



## 5 料金

記載の金額は全て税込みです。

### ● mit光月額基本料金

| サービス名称 | ケーブルテレビ<br>利用の有無 | 指定プロバイダ<br>利用の有無 | 単位  | 金額       | 備考 |
|--------|------------------|------------------|-----|----------|----|
| mit光   | 有り               | 有り               | 1契約 | 5,500円/月 |    |
|        | 有り               | 無し               | 〃   | 4,400円/月 |    |
|        | 無し               | 有り               | 〃   | 5,720円/月 |    |
|        | 無し               | 無し               | 〃   | 4,620円/月 |    |

※お客さまの申込時期や契約状況に応じて、当財団が実施するキャンペーン等の割引が適用される場合があります。

※利用料金は契約成立日(開通日)からかかります。月途中に開通された場合は、契約成立日から月末までの料金を日割り計算します。各オプションサービス料金は初月より満額請求の場合があります。

### ● 契約事務手数料

| 概要          | 単位  | 金額     | 備考 |
|-------------|-----|--------|----|
| 初回契約事務手数料   | 1契約 | 3,300円 |    |
| 転用※事務手数料    | 〃   | 3,300円 |    |
| 事業者変更※事務手数料 | 〃   | 3,300円 |    |

※NTT西日本のフレッツ回線や、他の光コラボレーション事業者の回線からの契約先変更時に発生する手数料です。また、転用前や事業者変更前のご契約で初期工事費を分割払いにされていた場合、初期工事費の残額を一括で当財団よりご請求いたします。

### ● 工事費

| 概要            | 単位     | 金額  | 備考      |
|---------------|--------|-----|---------|
| 開通工事費（新規・移転時） | 派遣工事有り | 1工事 | 11,660円 |

※真庭ひかりネットワークの加入が無い場合、別途、加入時負担金が必要です。

※移転は同一NTT局舎エリア内のみ可能です。エリア外の場合、廃止・新規となります。

※土日祝、年末年始、夜間（17時以降）、深夜（22時以降）および時間指定工事を希望される場合は、別途割増料金が発生します。

→ 土日祝加算額：3,300円/1工事あたり

→ 夜間や時間指定を希望される場合は、別途ご相談ください。

※上記料金に加え、お客様のご利用環境によって別途費用が発生する場合があります。詳しくは当財団までお問い合わせください。

### ● ご参考（新規申込の場合）

#### 請求初月にかかる料金

- 月額基本料金（選択サービスにより異なる）
- オプションサービス料金
- 契約事務手数料

#### 請求2ヶ月目以降にかかる料金

- 月額基本料金（選択サービスにより異なる）
- オプションサービス料金
- 工事費（一括請求。2ヶ月目のみ）

## 6 お支払い方法

当財団はmit光およびプロバイダ（指定プロバイダ選択時）の料金と消費税相当額（以下、「料金等」という）を、お客さまに請求いたします。ただし、Tiki-Tikiインターネットのオプションサービスの料金は、株式会社エヌディエスへ直接お支払いください。

|               |                                                                                                           |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 料 金 等 の 発 生   | 契約成立日から料金等が発生します。ただし、契約成立日が該当月の途中であった場合は、その利用日数に応じて日割り計算します。ただし、オプションサービスは満額でのご請求となる場合があります。              |
| 支 払 い サ イ ク ル | 契約成立月を基本とし、翌月末日                                                                                           |
| 支 払 い 方 法     | 当財団指定金融機関からの口座振替のみ<br>※指定金融機関：中国銀行、トマト銀行、晴れの国岡山農協、津山信用金庫、倉吉信用金庫、備北信用金庫、ゆうちょ銀行<br>※現金、クレジットカード、電子マネー等は利用不可 |
| 振 替 日         | 毎月末日（金融機関が休業日の場合は翌営業日、12月のみ30日）                                                                           |
| 再 振 替 日       | 毎月20日（金融機関が休業日の場合は前営業日）                                                                                   |
| 解 約 月 の 料 金   | 解約日を含む月は、1ヶ月分の料金等が発生いたします。月の途中で解約されても日割計算は行いません。予めご了承ください。                                                |
| 料 金 の 案 内     | 料金等の総額、振替予定日は、SMS等にて毎月20日頃に希望者に限り通知いたします。                                                                 |

※毎月末日の振替日に引き落とし出来なかった場合、翌月20日に再振替いたします。また、再振替手数料として従来の請求額に220円加算します。（金融機関が休日の場合は、前営業日）

※再振替に引き落とし出来なかった場合、書面による請求書発行を行います。また、請求書発行手数料として従来の請求額及び再振替手数料の請求額に550円を加算します。

※上記請求書に記載の期日までに支払いがなかった場合、直ちにサービス停止措置を行います。また、期日の翌日から、延滞督促金を加算します。

## 7 解約

真庭いきいきテレビホームページまたは真庭いきいきテレビ窓口にある「mit光解約申込書」に必要事項を記入のうえ、解約希望日の前月末日までにお申し込みください。

### ● 注意事項

※お客さまにてご利用中の、NTT西日本が提供するオプションサービス及び、mit光指定プロバイダ以外のプロバイダは、別途該当事業者への解約申込が必要です。

※mit光の解約は光回線の廃止手続きを伴うため、解約のお申し込みを受付後、解約完了までお時間をいただくことになります。なお、解約月のご利用料金は日割り計算を行わず、1ヶ月分のご利用料金を請求いたします。

※真庭ひかりネットワークも同時に解約される場合、終端装置（ONU）は当財団職員が回収します。破棄しないよう、ご注意ください。

### ● 強制解約

※当財団が指定する最終支払期日までに料金等のお支払いが確認できなかった場合、直ちにサービス停止措置を講じるほか、料金等の未払い額に延滞金等を加算した額を請求します。また、ケーブルテレビをご利用の場合は、mit光サービス停止と同時に、通常のケーブルテレビ料金の請求方法となります。

- 解約に関するその他制約事項

お客さまの責に帰する事由による解約の場合、当財団は以下の事項に相当する費用を請求しますので、お支払いいただきます。

※解約時までの当法人サービスご利用料金のうちの未払い金額

※解約時までに当法人サービスを利用し、当社もしくは第三者へ損害を与えた、もしくは与えたと想定される事象が発生した場合、当法人は速やかに関係当局へ通報、申告するとともに、当法人が被った被害相当額

## 8 初期契約解除

mit光は初期契約解除制度の対象サービスです。mit光のお申し込み後、当財団からお送りする「mit光開通のご案内」（以下「本書面」という）をお客さまが受領した日から起算して8日間を経過するまでの間に当財団に契約を解除する旨を書面により通知していただくことで、mit光の初期契約解除を行うことができます。初期契約解除では、お客さまは損害賠償や解約金、その他の金銭等を請求されることはありません。

ただし、サービスをご提供するために行った工事にかかわる費用や契約事務手数料、それまでにお使いいただいた利用料金等をご負担いただきます。

- 初期契約解除に係るお問い合わせ先、書面送付先

|             |                                        |
|-------------|----------------------------------------|
| 問い合わせ・書面送付先 | 真庭いきいきテレビ mit光係                        |
| 送付先住所       | 〒719-3214 岡山県真庭市鍋屋17-1                 |
| 電話番号・受付時間   | 0867-42-7200（9時30分～17時30分 12/30～1/3除く） |

- 書面による契約解除通知の記載例

|                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 40px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 40px;">切手</div><br><br><p>〒719-3214<br/>岡山県真庭市鍋屋17-1</p> <p>真庭いきいきテレビ mit光係 行</p> | <p>契約解除通知書</p> <p>■契約書交付日<br/>年 月 日</p> <p>■お客様番号<br/>( )<br/>※契約書面記載の6桁番号</p> <p>■解除する契約<br/>( )<br/>※書面記載のサービス名</p> <p>上記契約を解除します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所：<br/>氏名：</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※契約書交付日は「mit光サービスお申込み内容のご案内」の発行日となります。お客様番号や契約サービス等は、同案内通知を参照の上、ご記入ください。